

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------|
| 15 | 福祉医療費助成に関する業務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、福祉医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和5年11月7日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|------------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 福祉医療費助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | 庄原市重度心身障害者医療費支給条例、庄原市重度心身障害者医療費支給条例規則、庄原市ひとり親家庭等医療費支給条例及び、庄原市ひとり親家庭等医療費支給条例規則に基づき、対象者に対して医療費給付事務等を行っている。 ・資格認定申請書の受付、認定、受給者証の交付 ・償還払申請の受付、審査、支給処理 なお、資格に関して住民基本情報及び所得情報を扱う。 |
| ③システムの名称 | 1. 重度心身障害者医療システム 2. ひとり親家庭等医療システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 重度心身障害者医療情報ファイル ひとり親家庭等医療情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第19条第9号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 生活福祉部保健医療課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |

連絡先

庄原市生活福祉部保健医療課
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
TEL0824-73-1158

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年2月8日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年2月8日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|--------------|---------------|------|--------------------------------|
| 平成29年2月28日 | I関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 | 保健医療課 | 生活福祉部保健医療課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 | 庄原市総務課 | 庄原市総務部総務課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 庄原市保健医療課 | 庄原市生活福祉部保健医療課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成27年1月1日時点 | 平成28年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成29年2月28日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成27年1月1日時点 | 平成28年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成29年4月27日 | I-5-②所属長 | 保健医療課長 荘川 隆則 | 保健医療課長 岡本 貢 | 事後 | 所属長変更における修正 |
| 平成30年1月24日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成28年3月31日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成30年1月24日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成28年3月31日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | IVリスク対策 | - | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため |
| 平成31年2月8日 | I-5-②所属長の役職名 | 課長 岡本 貢 | 課長 | 事後 | 様式変更における修正 |
| 平成31年2月8日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成31年2月8日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成31年2月8日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 令和1年6月14日 | I-4-① | 実施する | 未定 | 事後 | 再評価による変更 |
| 令和3年9月1日 | I-4-② | 番号法第19条第9項 | 番号法第19条第10号 | 事後 | 法令改正に伴う変更 |
| 令和5年11月7日 | I-4-① | 未定 | 実施する | 事後 | 再評価による変更 |
| 令和5年11月7日 | I-4-② | 番号法第19条第10項 | 番号法第19条第9号 | 事後 | 再評価による変更 |